

盛岡カーリング協会規約

第1章 総則

第1条(名称) この協会は、盛岡カーリング協会といい、外国に対しては THE MORIOKA CURLING ASSOCIATION (略称 MCA) という。

第2条(事務局) この協会は、事務局を盛岡市本宮字大宮48に置く。

第2章 目的

第3条(目的) この協会は、盛岡広域圏におけるカーリング界を統括し、代表する団体として、カーリング競技の普及及び振興を図り、心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第3章 会員及び会費

第4条(入会) 本協会へ入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得て入会することができる。

第5条(会員の種別) この協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 日本カーリング協会に競技者登録する者
- (2) 準会員 日本カーリング協会に競技者登録しない者
- (3) 学生会員 登録時において義務教育の児童生徒、高校生、大学生(短大も含む。大学院生は含まない)、専門学校生
- (4) 賛助会員 この協会の事業を援助する個人又は団体
- (5) 名誉会員 この協会に対し、特に功労のあった個人で、総会の議決を経て推薦された者

第6条(会費) 会員は別に定める年会費を納めるものとする。賛助会員、名誉会員、顧問は会費を納めることを要しない。既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

第7条(退会) 会員が退会したい場合は、別に定める書式に記載の上、事務局に届け出なければならない。事務局は理事長の了解のもとに理事会に上程し、理事会の承認を得て退会できる。10月31日までに届け出がない場合は、当該年度の年会費は免除しない。

第8条(除名) 次の各号に該当する時は、総会の議決を経て会長がこれを除名する。滞納した会費は 全額請求する。

- (1) 本協会の名誉を傷つけたとき、または本協会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 本協会に退会等の連絡がなく、また当該会員と連絡が取れない場合、当該会員を除名することがある。

第4章 役員等

第9条(役員) この協会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

- (3) 監事 2名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 1名
- (6) 理事 5名以上 20人以下
- (7) 事務局長 1名
- (8) 事務局次長 若干名
- (9) 会計 若干名

第10条(役員を選任) 役員を選任は、次の通り行うものとする。

(1) 全役員は正会員の中から、総会において選任する。

第11条(役員職務) 役員職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 監事は会務の執行及び会計を監査する。
- (4) 理事長は会長の命を受け会務を執行する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
- (6) 理事は理事長・副理事長を補佐し、会務を分掌する。

第12条(会長専決) 会長は、円滑な会務運営のため、遅滞なく判断を下さなければならない状況下にあつては、副会長並びに理事長と協議の上、最終的に協会の意思を決定することができる。

第13条(専決の制限) 会長は専決することができる事項であっても、以下のいずれかに該当するときは、専決することができない。

- (1) 判断を下さねばならない事項に関して、既に紛争が生じている場合。
- (2) 判断を下すことによって、他の協会や競技団体との間に紛争を生じる恐れがある場合。

第14条(専決の報告) 会長は第12条の規定により専決したときは、当該専決した事案について、直近の会議に報告しなければならない。

第15条(役員任期) 役員任期は2年とし、再任を妨げない。補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第16条(顧問) 本協会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は会長がこれを委嘱し、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- (2) 顧問任期は2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第17条(総会) 総会は会員をもって構成する。

- (1) 総会は会長がこれを招集する。
- (2) 総会の議長は理事の中からこれを選任する。
- (3) 総会は会員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- (4) 総会における議決は、出席会員の過半数の賛成を要する。
- (5) 総会は次の事項を議決する。
 - ① 会長・副会長・理事・監事を選任
 - ② 予算および決算に関する事項
 - ③ 事業計画および事業報告に関する事項

④ その他、本協会の運営に関して必要な事項

第18条（役員会） 役員会は第9条に定めた役員をもって構成する。

- (1) 役員会は会長がこれを招集する。
- (2) 役員会は理事会を包含する。
- (3) 役員会の議長は理事長又は理事長が指名したものがこれを務める。
- (4) 役員会は出席役員をもって成立するものとする。
- (5) 役員会の審議事項は、総会の審議内容、その他会務に関して必要とされたものとする。

第19条（理事会） 理事会は必要に応じて開催する。

- (1) 理事会は理事長がこれを招集する。
- (2) 理事会の議長は理事長又は理事長が指名したものがこれを務める。
- (3) 理事会は出席理事をもって成立するものとする。
- (4) 理事会は本協会の運営に関する具体的事項の方針を決定する。

第6章 専門委員会

第20条（専門委員会の設置） 本協会の事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、理事会の議決に基づき専門委員会を置くことができる。

第21条（専門委員会の種類） 次の5つの専門委員会をおき、所管事項の立案審議をする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技・強化委員会
- (3) 指導普及・広報委員会
- (4) 医科学委員会
- (5) アイスメイク研究部会

第22条（臨時委員会） 事業遂行に必要があると認められる場合理事会の承認を得て、時限を定め臨時の委員会を設けることができる。

第23条（委員会の役員） 各専門委員会の正副委員長は、会長が委嘱する。

- (1) 各専門委員は前年度本協会登録チームからそれぞれ推薦を受けたものとする。
- (2) 所属チームのないもので、自薦により専門委員となろうとするものは、理事会の承認を受けてこれを委嘱する。
- (3) 各専門委員会の委員数は委員長を含む20名以内とする。

- (4) 各専門委員会の委員長は岩手県カーリング協会の各専門委員を兼ねる。
- (5) 各専門委員会には、互選により副委員長をおく。
- (6) 各専門委員会の委員長は本協会の理事を兼ねる。
- (7) 各専門委員会は当該年度内に2回以上会議を行い、その議事録を遅滞なく事務局に提出する。

- (8) 委員の任期は、規約第15条の規定を準用する。

第24条（総務委員会） 総務委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 事務局の運営に関すること。

- (2) 本協会主催・主管業務の運営に関する事。
- (3) 各専門委員会との連絡・調整に関する事。
- (4) 規約、その他規程に関する事。
- (5) 基本財政、予算及び決算に関する事。
- (6) 会計及び各専門委員会の収支に関する事。

第25条（競技・強化委員会） 競技・強化委員会は次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 本協会の主催、主管の競技会に関する事。
- (2) 競技会の助言、指導に関する事。
- (3) 競技施設、用具に関する事。
- (4) 競技規則に関する事。
- (5) 審判に関する事。
- (6) 上位競技会への選手選考、派遣に関する事。
- (7) 選手の強化、競技力向上に関する事。

第26条（指導普及・広報委員会） 指導普及・広報委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 指導普及に関する各種行事の開催。
- (2) カーリング競技の技術の指導、調査、研究、宣伝に関する事。
- (3) 競技施設、用具に関する事。
- (4) 指導者の育成に関する事。
- (5) 競技人口の拡大に関する事。

第27条（医科学委員会） 医科学委員会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) ドーピング検査と認定に関する事。
- (2) アンチ・ドーピングの啓蒙に関する事。
- (3) スポーツ医学に関する事。
- (4) その他アンチドーピングに関する事。

第28条（アイスメイク研究部会） アイスメイク研究部会は、次の業務に関する立案・業務を行う。

- (1) 本協会主催・主管の競技会および講習会でのアイスメイク。
- (2) より良いアイスメイクに関する研究。
- (3) 他協会とのアイスメイクに関する連携。

第7章 事務局

第29条（事務局） 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (1) 事務局長は会長が理事の中から理事会の承認を得て任命する。
- (2) 事務局次長は事務局長を補佐する。

第8章 会計

第30条（会計） 本協会は、会計業務を円滑にするために会計を置く。

- (1) 会計は会長が理事の中から理事会の承認を得て委嘱する。

第31条（会計年度） 本協会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に

終わる。

第 32 条（収入） 本協会の経費は次の収入でまかなう。

（1） 年会費は次の額とする。

① 正会員：10,000 円

② 準会員：5,000 円

③ 学生：大学生（短大も含む。大学院生は含まない）；7,000 円

高校生；5,000 円

義務教育の児童生徒；3,000 円

（2） 寄付金および補助金

（3） 事業に伴う収入

（4） その他の収入

附則

1 この定款は、平成 16 年 11 月 24 日の協会設立から施行する。

2 平成 16 年度（初年度）については、設立した日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

3 この定款は、平成 18 年 5 月 27 日から施行する。

4 この定款は、平成 19 年 7 月 28 日から施行する。

5 この定款は、平成 21 年 8 月 22 日から施行する。

6 この定款は、平成 22 年 8 月 21 日から施行する。